

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年8月25日
【ファンド名】	アコーディア・ゴルフ・トラスト (Accordia Golf Trust)
【発行者名】	アコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー (Accordia Golf Trust Management Pte. Ltd.)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者兼執行取締役 町田芳彦
【本店の所在の場所】	シンガポール(068898)、#22-03A ロビンソン・ロード、80 (C/O 80 Robinson Road, #22-03A Singapore (068898))
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 佐藤 正謙 弁護士 藤津 康彦 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治 弁護士 白川 剛士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【提出理由】

アコーディア・ゴルフ・トラスト(Accordia Golf Trust)(以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるアコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー(Accordia Golf Trust Management Pte. Ltd.)(以下「トラスティ・マネージャー」といいます。)は、ファンドの解散に関する決議の議案を受益者集会に提案することを、2020年8月21日付で決定しました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

未定

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、2020年9月14日開催予定の受益者決議において承認可決されることにより、その保有する匿名組合持分をすべて処分することを予定しています。

ファンドは、その保有する匿名組合持分をすべて処分した後、運営事業を有さず、その保有資産は現金のみになることから、シンガポール証券取引所の上場要件を満たす事業を有しないこととなります。その結果、ファンドは、同取引所規則上の現金信託となり、同規則に基づいて、12か月以内に新たに上場要件を満たさない限り、上場廃止されることとなります。このため、トラスティ・マネージャーとしては、ファンドを維持する意義がなくなると判断し、2020年9月14日開催予定の受益者決議において、その保有する匿名組合持分をすべて処分することが承認可決されることを条件として、ファンドを解散し、清算する旨の議案を受益者集会に提案することを決定しました。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

トラスティ・マネージャーが作成した2020年8月21日付の書面により、受益者に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状